

\*特集

## 米と農業・農政問題への 今後の取り組みについて

♪御代替の年を迎えて♪

憲法改正と参議院議員選挙の行方

「言靈幸う国に」

天皇陛下御即位三十年と

皇太子殿下の御即位を  
奉祝する委員会が発足

「公開憲法フォーラムin福岡」の開催

安倍首相靖國神社参拝訴訟

東京控訴審でも靖國神社側全面勝訴

神政連が取り組む課題

神政連レポート

こころ N°・二〇七

孝



Shinto Association of  
Spiritual leadership

# ～御代替の年を迎えて～

## 憲法改正と参議院議員選挙の行方

平成最後の新春  
を迎え、皇室の彌  
栄と我が国の平安。  
国民の安寧を祈り  
上げます。

愈々今上陛下御  
譲位の日が近づい  
て参りました。聖上の崩御をもつてなされた平成の  
御代替の、その時代に居合わせた一民草として洵に  
感慨深きものがあります。

激動の昭和生まれといつても勿論小生戦後の生  
まれであり、昭和帝の崩御という現実に大きな哀  
しみと共に、昭和という御代が過去のものになつて  
しまう寂しさを、痛烈に感じたものでした。また平  
成という新しい御代を迎える「内平かに外成る・地  
平かに天成る」の意に明るい希望を抱いたもので  
した。



神政連幹事長  
**服部 憲明**

践祚即位から三十年、現憲法下で象徴として位  
置づけられた天皇の在り方を長く模索し続け、國  
内平らげく、民安かれと無私の祈りを全身全靈で  
果たして来られた今上陛下の大御心を押すとき、  
この国に生まれて本当に良かったと、つくづく想う  
のです。天皇を戴く我が國の國民として、國を挙げ  
て奉祝の誠を捧げねばなりません。

### ～新元号の事前公表～

伊勢で参宮を終えた安倍首相は記者会見で「國  
民生活への影響を最小限に抑える観点から」とい  
う理由で四月一日の新元号発表を表明いたしまし  
た。更に当日改元政令を閣議決定し、今上陛下の  
御名御璽の上官報に掲載し公布することであ  
ります。

過去の歴史には天皇御一代中に改元されること  
もありましたが、御代替においては践祚の後、即ち

### ～改憲と参院選挙への取り組み～

一連の御代替諸儀式の行われる中、斯界の宿願で  
あり自民党結党の理念でもある憲法改正の道筋を  
どのように整えていくのか、本年は正に激動の一年  
となるでありますよう。

昨年自民党本部は改憲気運を高める為、衆議院選  
挙区支部毎に「憲法改正推進本部」設置と、民間の  
進める「国民投票連絡会議」設立に協力するよう通  
達を出されました。神政連におきましても自民党県  
連や国会議員との連携を密にして、憲法改正推進委  
員を中心講演会やセミナーを開催して参ります。

また今夏には第二十五回参議院選挙が行われま  
す。神政連では斯界統一候補であるありむら治子  
議員の推薦を機関決定しております。憲法改正の  
道筋を見据え、同志の足元をしっかりと固め、盤石な  
組織固めを進めて参ります。

国际情勢の混迷する中、悠久の歴史と比類なき我  
が皇室を戴く、主権国家たる日本の誇りを取り戻す  
ため、同志の皆さまと共に力を併せて参りましょう。

神政連「意」の先号（二〇六号）に百地章先生は  
『新天皇の御即位後に新元号を制定し、天皇と國  
民が「新元号」に込められた理想と願いを共有し、  
「二つの時代」と共に歩んで行くことこそ、「憲法及  
び元号法の趣旨」に最も適うのではないか』と書か  
れています。国民生活への影響も「新元号への読み  
替え」の法令によつて充分事足りることではないか  
と思います。引き続き、元号の意義について関係者  
に働きかけを続けて参りたいと思います。

# 米と農業・農政問題への今後の取り組みについて

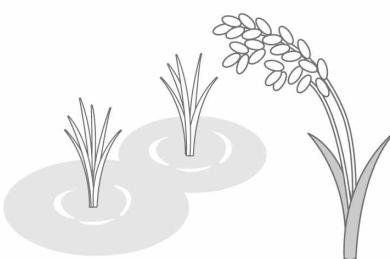
神道政治連盟  
首席政策委員 田尾 憲男

神道政治連盟は、これまで食料の安全保障の見地から、わが国の食料自給率の向上をはかる施策の推進に努めてきた。具体的には、とくに神社の祭りと関係の深い稻作農業の継続とその振興

対策につき、氏子等の関係者や国及び地方の行政当局などへの意識の喚起と実践の働きかけをめざしてきた。その主眼は、減少し続ける主食の米の消費に何とかして歯止めをかけることができないだろうか、その方策を考えることにあった。そのためには、米の消費需要を回復させ、米粉利用などによる新たな用途拡大により、大量の外国からの小麦輸入依存体質を少しでも改善することをめざさなければならない。それには、家庭や学校給食、地域における食育等を通じてご飯食の回数と機会を増やし、それぞれの地元特産の米の地産地消をすすめて消費と需要の回復拡大をはか

ることが大事である。それは、地域の人々の精神的集合の中心である神社と神職のはたらきによる地道な啓発と実践の努力を必要としているのである。

戦後の日本は、米国から、有り余る農産物、なんぞく余剰の小麦を大量に買わされ、子供たちの学校での給食は、完全にパン食に置きかわってしまった。子供時代の食の習慣はおそらく、やがて家庭やレストランでもパンが広範に普及していく。ご飯の回数が減り、主食の米の消費と需要は年ごとに減少していくことになる。その結果、政府の農政



は減反政策による生産調整を余儀なくされ、農家は生産の拡大をあきらめた。さらなる意欲と自主性を失い、国からの補助金に頼る体質となってしまったのである。これが日本の農業の構造改革を遅らせ、競争力を失つて弱体化させてしまった最大の原因であった。

## 米飯の奨励と米粉利用の拡大

かつては百二十kgくらいあつた一人当たりの年間の米の消費量は、今日では、半分以下の五十四kgにまで減少した。今後も少子化と高齢化は急速に進行して人口は減少し、国内での米の消費量は絶対的に減っていく。これは日本の農業にとつてゆべきことで、何としてもこの危機を回避しなければならないのである。

これまでの努力の一つは、学校給食の改善にみられる。平成二十八年の文部科学省の調査によると、かつてはすべてパン食だったのが、米飯が週平均で三、四回にまで回復してきたという。実は昭和六十年時点では週三回程度の改善目標がでてい

た。しかしその目標達成に三十数年間もかかっている。そこで平成二十一年に文科省は再度、さらに回数を増やすよう都道府県教育委員会などに通達を出した。このパンから米飯への給食の切り替えが進み、給食パン納入業者は廃業に追い込まれていった。毎年百社くらい減つて、一時、六千くらいあつたのが現在では千三百を切ったという。関係業者の話だと、米飯給食は、愛国心や日本の伝統を重んじる時代の動きにも合つて広がり、さらに和食がユネスコ無形文化遺産になつたことも後押ししたというのだ。パン業者には気の毒なことであるが、日本農業にとつては非常に好ましいことである。

米粉の利用も着実に増えつつある。米粉は小麦粉に代つてパンにもうどんにもパスタにも天ぷらにも餃子にも何にでも使える。ただコスト的に輸入小麦より高くつく点で不利だが、そこを政策的にカバーすれば使用はのびるはずだ。国と自治体での利用拡大を呼びかけ、その差を補助する政策を導入し、業者らとも協力して積極的な使用拡大

をはかる努力をすべきだ。

いかにして農業後継者をつくり出すか

次にわれわれが取り組むべき大事な事としては、長期的な見地に立ち、今後の農業の担い手の育成をはかる一層の工夫と働きかけの努力をすることである。それは、家庭・学校・地域・農協、それに自治体と国における食育の推進と農業実践体験の奨励である。平成十七年に制定された食育基本法は、食と農についての健全な知識の普及と、食を通じての子供らの心身の成育と健康の促進などを目的としている。そのための具体的な推進計画を毎年つくるよう国と自治体に義務付けているのである。知恵を出せば、それぞれの地域で様々な取り組みができるはずだ。家族共食の機会を増やす、学校給食のあり方を工夫する、学校田園祭や新嘗祭への参加を呼びかける、農家民泊などによる農業体験をすすめる、人手を要する農繁期や収穫時期の農家手伝いやボランティア活動を奨

# 日本が目指すべきこれからの農業

励する、研修旅行や修学旅行に農作業体験を取り入れる等々。小・中学生たちに稻作などの農業体験を通じて喜びや楽しみ、自然の恵みへの感謝の心などを学ばせ、その感動や体験をあたためて将来、農業会社や農産加工会社で営農や輸出の仕事を希望する若者をつくり出していくことだ。仕事を見つけていく農業後継者を一人でも多く生み出し、地域に残つて活躍してもらう工夫・努力がぜひとも必要なのだ。

県並の面積に拡大している。それゆえ、これら農地を集約し、農業者以外のやりたい人や企業等の参入を認め、規模拡大化と多角化と効率化を進め、農業の持続的発展をめざすのは、必然の道であつたともいえよう。そのため、農協や農林中金には改革を迫り、生産調整の減反政策はやめ、種子法も廃止して民間業者の参入を許すなど自由化への道を開いたのである。農業関係者や自民党の農林族などの反対や心配もあつたけれども、それは時代のすう勢として受け止めねばならぬ。その結果、建設会社や鉄道会社や商社などの

い。その結果、建設会社や鉄道会社や商社などの農業ビジネスへの新規参入が相次いでいる。稻作では味と収穫量を競つて多くの産地で新品種の栽培や高級化が進展している。銘柄米の販売競争が激化してその数は八百近くにも増え、消費者にも喜ばれている状況だ。

今後の日本のめざすべき農業のあり方を列挙すれば、「第一にTPPとFTAへのこれから対応では、「危機はチャンス」ととらえて、構造改革等によるさらなる効率化の努力を続けることだ。第二は

農業の六次産業化をめざし、生産・加工・流通販売を一貫して手がけて消費者の需要に応えること。第三に農業のIT化、AIやロボットやドローンなどの最新の情報技術を導入して農業の省力化・無人化・効率化をめざすこと。第四は清潔安全な日本の農産品・加工品の世界へ向けての積極的な輸出拡大をめざすこと。第五は農業の担い手となる新規の農業技術者・経営者を確保育成するためには、人手不足を補う外国人労働者の受け入れを含め、新しい教育・研修の制度をつくること、などが考えられるであろう。

などと考えられるであろう。

なお、TPP（環太平洋戦略的経済協定）については、日本が主導して昨年末に十一か国の間で、協定が発効して今年から実施されることになった。トランプ大統領によつてアメリカが協定から脱退したことと、日米間の問題は当面先送りとなつたが、米国は別途二国間によるFTA（自由貿易協定）の交渉を要求してきた。その交渉が一月から始まる。その行方をこれから注目して見守つていきたい。

# 「言靈幸う国に」

参議院議員 比例代表(全国区)選出  
神道政治連盟国会議員懇談会副幹事長

有村治子  
ありむらはるこ



新春を寿ぎ、鎮守の社を尊び厳かな気持ちで新年を迎えられました皆様のご健勝を念じ、心を込めて幸多き一年を祈念致します。旧年中は神社関係者の皆様にご厚誼を賜り、厚く感謝申し上げます。

● ● ●

近年、「この国」という言い方が幅を利かせています。閣僚や自由民主党の国会議員でさえ、「この国」という言葉を多用します。今や違和感を覚える人も少ないのでかもしれません、私はこの語句を聞くたびに戸惑いを覚え、自分の国を（無意識のうちに）相対化させることへの弊害を案じます。

日本は一体いつから「その国・あの国・この国」と、人指し指で指示される国になつたのでしょうか。父祖伝来の郷土、その集合体として先人から継承してきた日本は、我が命と人格を育んでくれた「我が国」であるはずです。かけがえのない「我が国」の独立と家族の安寧を願つて一命を捧げら

れた御靈が、靖國神社に眠られているのではないでしょうか。国難に殉じられた方々が一命を捧げてまでも各々の持ち場に向かわれたのは、まさに「祖国」を想う心からであり、「この国」ではなかつたはずです。

私達は家族や地域、学校や職場など、多くの組織や共同体に属しています。夫や妻、あるいは親子や同僚が「そもそもあの人は…」「この家は…」「あの学校は…」「その地域は…」といった指示語を敢えてつかう時、多くの場合は自らと距離を置きたい時や、批判的な立場を取る時に、このような指示語がつかわれます。

もし自民党の主たる構成員である議員が「この党は」と、政党と自らに距離があるかのようなくき放した言葉をつかい続けたら、国民の皆さんは果たして自民党を支持し、力を与えようと思つて下さるでしょうか。社長や役員達が「この会社」と、組織と経営責任を切り離すような物言いを続けた先に、会社の発展や消費者の信頼はあるのでしょうか。

私達は日頃、「我が家では」「ウチの子は」「私達の会社では」と帰属意識を明確にした言葉をつかうことによって、自らが属する組織や地域への愛着や情を示すと同時に、自らの立ち位置や責任を明らかにしています。子供達が運動会で「赤組ガンバレ!」「白組フレーフレー」と躍起になるように、自らが主体的な構成員だと認識するからこそ、「その発展のために尽くそう!」と努力する気持ちや誇りが育まれるような気がします。

私達民族の食習慣は和食であり、数ある選択肢の一つにすぎない日本食ではありません。言語の一つと相対化する「日本語」ではなく、私達の母語は「国語」であり、日本史は本来私達にとって「国史」と言うべき、民族が全力で紡いできた命の系譜であるはずです。

父祖伝来の国土や文化的な集積を持つ「我が国」を一般的な名詞として相対化させ、自らのアイデンティティと国家に距離を置くかのような言葉づかいが蔓延することに、果たして国家弱体

天皇陛下御即位三十年と皇太子殿下御即位という慶節に国民をあげてお祝い申し上げるべく、昨年十一月二十七日、「天皇陛下御即位三十年奉祝委員会」(会長 日本商工会議所会頭・三村明夫氏)が設立されました。設立総会には、政財界からの来賓と全国各地から約八百名が出席し、各界より就任した代表委員・奉祝委員によつて、役員案及び奉祝事業案が承認されました。斯界では、田中恒清神社本庁総長が代表世話人に就任し、本連盟の役員をはじめ、各都道府県神社関係者が代表委員及び奉祝委員に就任しています。

同式典では奉祝事業として、①平成三十一年四月十日に御即位三十年の奉祝感謝の集いを国立劇場大ホールで開催すること、②皇太子殿下の御即位をお祝いする祭典を新元号元年十月、十一月に皇居前広場において開催すること、③官民をあげての奉祝が実現するよう政府及び地方公共団体へ要望を行

## 天皇陛下御即位三十年と皇太子殿下の御即位を奉祝する委員会が発足



写真提供:天皇陛下御即位30年奉祝委員会

うこと、④記念事業として写真集などの作成・出版などの広報活動を行うことが承認されました。

尚、十一月二十六日には、超党派の「天皇陛下御即位三十年奉祝国会議員連盟」が発足、奉祝委員会と協力して奉祝事業等を推進してゆくこととなりました。

本連盟では引き続き、来る御代替に向けて、今上陛下の御即位三十年への感謝と皇太子殿下の即位をお祝い申し上げるべく、奉祝委員会をはじめ関係各位との協力のもと、奉祝運動を展開して参ります。

※五月一日以降は「天皇陛下御即位奉祝委員会」と名称を改め、継続的な奉祝事業に取り組むことになっています。

自らが発する一語一句に魂や哲学を込める「言靈」という素晴らしい言葉を、先人は遺してくれています。万葉集いわく、私達は、言靈幸う國（言葉が持つ靈的な力が幸福をもたらす国）に生まれし国民であります。温かく、主体性のある言葉をつかっていきたいものです。

域や国家の未来を担うという気概なき言葉づかいで、内外の難局を乗り切らねばならない現在の日本にとつて、果たして健全な風潮なのかどうか。少し冷静になつてみることも必要かもしません。





本フォーラム開催にあたって、本連盟では一般的な現状を踏まえて私たちにできることは何があるのか等、テーマに即してそれぞれの立場から活発な意見が交わされました。

尚、終了後に実施したアンケートでは、本フォーラムについて「良かった」と回答した方が九割を超えており、回答からは参加者の方々の憲法改正に対する熱意が感じられました。

安倍首相は年頭の記者会見で、憲法改正を巡っては「この国の未来像について議論を深めるべき時icamenteもありますが、これらの広報活動には一定の効果があつたことが伺えます。憲法改正の実現には国民投票で過半数の獲得が必要です。そのため、あらゆる世代から一人でも多くの方々に賛同を得ることが肝要であり、引き続き、憲法改正に資する広報活動を検討して参りたいと思います。

本連盟の憲法改正推進委員会では、現在、憲法改正の国民投票を見据え、民間における憲法改正気運を一層高めるべく、全国主要都市での「公開憲法フォーラム」を企画・実施しています。その第一弾として、昨年十二月三日、福岡県福岡市・JR九州ホールにて、「公開憲法フォーラムin福岡」を開催、当日は地元選出の県議会議員をはじめ、五〇名の方々に参加いただきました。

本フォーラムでは、「日本の未来を守りたい～私たちにできること～」を主題に、緊迫する昨今の国際情勢に鑑み、我が国の安全保障のあり方と憲法改正の必要性について考えるべく、基調講演とパネルディスカッションの二部構成で実施しました。第一部では「知られざる自衛隊の真実～災害派遣の現場から～」と題し、ジャーナリストの井上和彦氏が講演しました。災害派遣や国際貢献活動など、自衛隊の活動の現状とその重要性等について、

本連盟の憲法改正推進委員会では、現在、憲法改正の国民投票を見据え、民間における憲法改正気運を一層高めるべく、全国主要都市での「公開憲法フォーラム」を企画・実施しています。その第一弾として、昨年十二月三日、福岡県福岡市・JR九州ホールにて、「公開憲法フォーラムin福岡」を開催、当日は地元選出の県議会議員をはじめ、五〇名の方々に参加いただきました。

本フォーラムでは、「日本の未来を守りたい～私たちにできること～」を主題に、緊迫する昨今の国際情勢に鑑み、我が国の安全保障のあり方と憲法改正の必要性について考えるべく、基調講演とパネルディスカッションの二部構成で実施しました。第一部では「知られざる自衛隊の真実～災害派遣の現場から～」と題し、ジャーナリストの井上和彦氏が講演しました。災害派遣や国際貢献活動など、自衛隊の活動の現状とその重要性等について、

第二部では、「我が国のお安全と憲法のあり方について考える」と題し、パネルディスカッションを実施しました。コーディネーターは産経新聞東京本社正論調査室次長の田北真樹子氏が務め、パネリストには基調講演に続き井上和彦氏と、気象予報士の半井小絵氏が参加しました。激動する国際情勢や停滞する永田町での憲法論議の現状をどのように受け止めるのか、こ



本連盟では、国会議員懇談会を通じて国会での憲法論議の活性化を働きかけてゆくとともに、福岡県に統いて全国的主要都市での憲法フォーラムを開催し、民間における憲法改正気運の醸成に努めて参ります。

本連盟では、国会議員懇談会を通じて国会での憲法論議の活性化を働きかけてゆくとともに、福岡県に統いて全国的主要都市での憲法フォーラムを開催し、民間における憲法改正気運の醸成に努めて参ります。

## 「公開憲法フォーラムin福岡」の開催

# 安倍首相靖國神社参拝訴訟 東京控訴審でも靖國神社側全面勝訴

昨年十月二十五日、平成二十五年の安倍首相による靖國神社参拝を違憲として起訴された訴訟の控訴審判決が東京高裁で言い渡されました。大阪においても同様の訴訟が提起されましたが、「昨年、最高裁で原告の訴えを棄却する判決が出ており（意N〇.一〇四号参照）、今回の判決により安倍首相が靖國神社に参拝したことに対する訴訟もおよそその決着をみたといえましょう。

① 控訴人らの被侵害利益の有無について

小泉参拝訴訟で平成十八年に最高裁が示した「人が神社に参拝する行為自体は、他人の信仰生活等に圧迫、干渉を加えるような性質のものではない」と、「このことは、内閣総理大臣の地位にある者が靖國神社を参拝した場合においても異なるものではない」ことを前提としつつ、東京高裁大段亨裁判長は、あくまで控訴人らの「自己の心情ないし

今回の判決の主な論点は以下の二点があげられます。

② 「憲法判断の必要性」について

宗教上の感情」が害されたに過ぎず、控訴人らの主張する権利は憲法上保障されるものではないと判断しました。裁判所が憲法判断を行うのは、その判断が具体的に事件の結論を導くために必要な場合に限られ、本件では控訴人らの法的利益が侵害されたとはいせず、憲法判断が必要であるとはいえないと判断しました。

結論として、控訴人らの違憲確認に係る訴えは、「確認の利益なく、不適法である」のでこれらを却下し、本件の各控訴は棄却するとされました。

## 神政連が取り組む課題

### —最近の動向—

歴史認識  
昨年十月三十日、旧朝鮮半島出身労働者の四人が新日鉄住金を相手取り損害賠償を求めた

訴訟について、韓国最高裁は新日鉄住金の上告を棄却、これにより一人当たり一億ウォン（約一千万円）の賠償を命じた二審判決が確定しました。従来、日本政府は昭和四十年に締結した日韓請求権協定により、個人分を含む請求権問題は「完全かつ最終的に解決済み」との立場をとっています。

今回の最高裁判決について、日本政府は遺憾の意を示すとともに、韓国政府には然るべき対応を講じるよう求めていますが、文在寅韓国大統領は、本訴訟については司法の判断を尊重すべきとの見解を示しており、平行線の状態が続いている。既に挺身隊をめぐる訴訟等でも同様の判決が示されており、今後も同種の判決の相次ぐことが懸念されます。その他にも、慰安婦問題をめぐる日韓合意に基づき設立された「和解・癒やし財団」の解散や、韓国国会議員団の竹島上陸などにより、日韓関係は依然厳しい状態が続いています。

本連盟では引き続き、これら問題に対する韓国政府の動向を注視する



#### 歴史認識

神政連は昭和四十四年に、世界に誇る日本の文化と伝統を後世に正しく伝えることを目的に結成されました。日本らしさ、日本人らしさが忘れられつつある今、「この国に誇りと自信を取り戻すために、私たちはさまざまな問題に取り組んでいます。

向を注視しつつ、日本政府の毅然とした対応を求めて参ります。



#### 安全保障

昨年十一月、安倍首相はロシアのプーチン大統領と会談し、今後三年以内に日露両国が平和条約を締結することで合意しました。これにより、戦後七十年以上、解決の道筋がつけられなかつた北方領土問題は大きな転換点を迎えてます。安倍首相は平和条約の締結について、北方四島のうち、歯舞群島と色丹島を日本に引き渡すと明記している「日ソ共同宣言」（昭和三十一年）を基礎とすることを強調していますが、プーチン大統領は、歯舞群島及び色丹島を日本に引き渡した後も、ロシアが「主権」を保持する可能性を示唆しています。本年一月下旬には、安倍首相とプーチン大統領による日露首脳会談が予定されていますが、平和条約の締結には引き続き時間を要することが予想されます。

本連盟では、北方領土をめぐる日露の動向を注視するとともに、関係各位と協力し情報収集に努めて参ります。

# 奉祝記念行事

会場 明治神宮会館

時間 午後1時～

第一部 奉祝中央式典

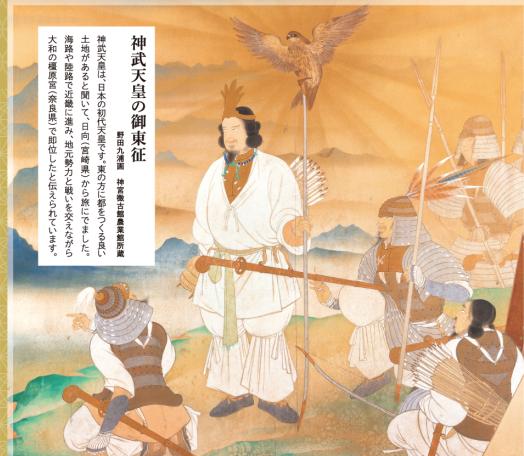
第二部 記念講演

「御代替を契機に神話教育を見直そう  
—WGIPからの脱却」  
教育学者 明治大学特別教授 高橋 史朗

第三部 和太鼓演奏及び揮毫披露

◇和太鼓演奏「関東小鉄太鼓」  
◇揮毫披露「和プロジェクト TAISHI」

主催 日本の禮説をめぐる会 TEL:03-3379-8019



奉祝  
パレード

原宿表参道周辺 午前10時～午後1時

首都圏の大学プラスバンドや子供たちの鼓笛隊、  
勇壮な神輿によるパレードが繰り広げられます。

外苑並木通り

青山通り

表参道

奉祝

# 天皇陛下御即位二十周年

## 建国記念の日 皇紀二千六百七十九年

### 平成三十一年二月十一日(月)祝日

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1丁目1番2号

電話 03(3379)8282 FAX 03(6629)8321

<http://www.sinseiren.org/>

